

南島原市ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、南島原市ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するに当たり、その広告表現について、南島原市広告掲載要綱（平成19年南島原市告示第102号）及び南島原市広告掲載基準（平成19年7月10日付け19南企第120号）に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティの保持に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 南島原市が管理するホームページをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ	縦 50 ピクセル×横 166 ピクセル
形式	GIF（アニメ可、透過 GIF 不可）、JPEG、PNG
データ容量	100 キロバイト以下

2 前項と異なる規格については別途定めることとする。

(広告の位置及び枠数)

第5条 広告の位置及び枠数は、別途定めることとする。

2 広告掲載希望者が多数の場合は、枠数の追加により対応できるものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1箇月を単位とし、12箇月を限度とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、市長が別に定める。

(広告掲載期間の延長)

第7条 広告掲載期間内に、南島原市の都合で市ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、

掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、南島原市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(リンク先)

第8条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに南島原市の総務秘書課に連絡するものとする。

(広告主の表示)

第9条 広告は、広告主の名称、店名等を表示しなければならない。

(広告の代替文字)

第10条 広告は、その代替文字に該当広告に表示されている広告主の名称、店名等を表示する。

(禁止表現)

第11条 次の表現を含んだ広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(G I Fアニメ)

第12条 G I Fアニメを用いる場合は、ユーザーに不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは、禁止とする。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。
- (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を40/100秒以上とする。

(市ホームページとの区別)

第13条 次の表現については、ユーザーが市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの

(2) 「お年寄りのための施設ガイド」、「教育相談」等市政を連想させる分野において一般的な表現を用いる等、ユーザーが南島原市の事業であると錯誤しやすいもの

(色調)

第14条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は、十分にとり、背景に模様のある画像、写真等を使用する場合は、文字の周りを縁取る等、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第15条 文字、イラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(その他)

第16条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。